

革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業に関する Q&A

（現時点での検討状況）

令和5年8月1日

目次

1 事業全体について.....	1
2 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム.....	3
3 経理関連(助成事業関係).....	5
4 予備調査関連(助成事業関係).....	6
5 公募関連(助成事業関係).....	9
6 公募の提案書の概要関連(助成事業関係).....	10
7 公募の提案書の「2 市場機会の認識」等関連(助成事業関係).....	10
8 公募の提案書の「6 研究開発計画」関連(助成事業関係).....	14
9 公募の提案書の「7 政府の取組との関連性」関連(助成事業関係).....	15
10 採択評価関連(助成事業関係).....	15
11 モニタリング関連(助成事業関係).....	16
12 委託事業関連.....	17
13 既存プログラム実施者向け(参考).....	18

1 事業全体について

問1-1 委託事業と助成事業の違いを教えてください。

→ 委託事業については、NICTと受託者との間で締結する委託契約に基づき実施するもので、実施主体は委託元であるNICTとなる。このため、委託事業による取得財産及び知的財産権は、国又はNICTに帰属する。助成事業については、NICTから事業の実施者に対する交付決定に基づき実施するもので、実施主体は、事業の実施者となるため、助成事業による取得財産及び知的財産権は事業の実施者に帰属する。

問1-2 各プログラムの研究開発期間はそれぞれ何年程度を想定しているか。

→ 研究開発提案によるが、一般的な研究開発プロジェクトと同様、研究開発期間は概ね3～5年程度を想定している。

問1-3 本事業のプログラムの公募時期が確定するのはいつか。

→ プログラムによって公募時期が異なるが現時点では以下のとおり。

- ① 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムについては、令和5年度開始案件の公募は本年8月1日(火)～8月31日(木)で提案公募を実施(予備調査は本年4～5月に実施済)

み)、令和6年度開始案件については今後、予備調査を行った上で、提案公募を実施予定であるが時期は未定。

- ② 要素技術・シーズ創出型プログラムについては、今後、実施予定であるが、時期は未定。
- ③ 電波有効利用研究開発プログラムについては、令和5年度開始案件については、本年5月～6月において公募を実施済み。

問1-4 本事業においても、これまでの事業のように「研究開発運営委員会」の設置は必要か。

→ 「研究開発運営委員会」とは研究開発の進捗状況や今後の進め方等について、外部の学識経験者(大学等)からアドバイスを受ける趣旨で設置するもの。この趣旨に照らして有意義である要素技術の確立に係る研究開発の場合(要素技術の確立等を目的とした「要素技術・シーズ創出型研究開発」及び「電波有効利用研究開発」)は設置することが必須と考えるが、商用段階に近い開発等では必要とは限らない。代表研究者等の必要に応じて設置していただくことが良いと考える。

問1-5 これまでの事業のように「連携オフィサー」は設置されるのか。

→ 本事業における連携オフィサーの設置については、必要に応じて行う。

問1-6 本事業における知的財産権の取り扱いについて教えてほしい。

→ Beyond 5G(6G)実現のため、国が措置した予算に基づき実施することから、本事業(委託事業及び助成事業)により得られた知的財産権については、我が国の国際競争力の強化及び経済安全保障の確保の観点から、社会実装・海外展開を通じて適切に取り扱われるよう、一定の条件を課す。具体的には、研究開発実施企業等の買収により知的財産権が海外資本等の影響力下に置かれる場合には、知的財産権の第三者への実施許諾又は権利譲渡を命じることなど、国の一定の関与を可能とする仕組みを設ける。

なお、委託事業において得られた知的財産権については、日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第17条)に基づき、一定の条件の下、国又はNICTは、受託者からその権利を譲り受けないことができるが、上記のとおり一定条件を課す。

問1-6(更問) 経過措置を経るものについても、知的財産権のこれまでの取扱いが変更されるのか。

→ 経過措置を経る課題については、契約手続きを進めている関係から、委託事業については、令和5年度は従前どおり日本版バイ・ドール制度に基づいた対応をいただくこととなる。なお、それ以降で現行事業のプログラムに参画する場合には、委託事業及び助成事業について、知的財産権の取扱いに一定の条件を課す(問1-6参照)。

問1-7 本事業はSBIR制度の特定新技術補助金等及び指定補助金等に登録されているか。

→ 本事業については SBIR 制度の特定新技術補助金等に登録。SBIR 制度の指定補助金等としては、社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム及び要素技術・シーズ創出型プログラムが対象（「指定補助金等の交付等に関する指針について」（令和5年6月9日 閣議決定））。

（参考：内閣府 HP）<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/sbirseido/sbirseido.html>

※ 特定新技術補助金等：中小企業及び個人に交付することができる公募型の新技術に関する研究開発補助金／委託費等。

指定補助金等：原則設立 15 年以内の中小企業及び個人を交付対象としたものであり、閣議決定された指針に基づく統一的運用（事業フェーズごとの支援運用等）を行うもの。

問1-8 本事業が SBIR 制度で登録されると、どのような恩恵があるのか。

→ 日本政策金融公庫からの低金利での特別貸付、特許料等の減免（電波有効利用研究開発プログラムを除く）などの恩恵が受けられる。詳細は、国の SBIR 制度 HP を確認いただきたい。

（参考：SBIR 制度 HP）<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/about/already.html>

問1-9 中小企業に対する何かしらの優遇措置は設けられるのか。

→ 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム及び要素技術・シーズ創出型プログラムについては、SBIR 制度の指定補助金等としても登録され、採択プロセスにおいて、中小企業が参加しやすいよう考慮。

2 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム

問2-1 NICT からの助成事業が基本とされているが、NICT からの委託事業が認められるのはどのような場合か。

→ 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおいて NICT からの委託事業が認められる場合は、業界横断的な共通基盤領域若しくは協調領域に該当する技術、我が国の経済安全保障上必要となる技術又は外国機関と協力して開発する技術であって、政府文書において国が実施することが明確に位置づけられているものとなる。

問2-2 業界横断的な共通基盤領域又は協調領域に該当する技術の事例を教えてください。

→ 個別の具体的事例に応じて判断させていただく。

問2-3 助成事業における目標設定はどうなるか。

→ 技術面について、技術開発の到達点に係る目標のほか、事業面について、市場シェアの確保等に係る野心的な目標設定を必須とする。

問2-4 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムについては、助成を基本とするとのことだが、助成率はどの程度か。

→ 研究開発事業の実施期間全体の総額（税抜）のうち最大 1/2 を助成する。ただし、各事業年度の助成率の上限は 2/3 まで認める。なお、助成額の上限及び助成率は採択時の評価に応

じて決定することになる。事業年度ごとの助成率については応募の際に提案いただく。

問2-5 コンソーシアム(複数者)による提案を行う場合、助成率はどうなるか。

→ コンソーシアムに対する助成率についても、基本的には問2-4の回答に準じる。ただし、コンソーシアムによる提案であっても、参加企業ごとに助成を行う。その際のコンソーシアムに対する助成率は、実施期間全体の総額のうち最大 1/2 となる。また、コンソーシアムにおける事業年度ごとの助成率の上限は 2/3 となる。(問2-10 参照)

問2-6 中小企業や大学等の非営利組織も参加可能か。

→ 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムは、基本的には事業の担い手となる企業への助成を想定しているが、中小企業や大学等が参加することも可能。

問2-7 中小企業や大学に対しての助成・助成率はどうなるか。

→ 中小企業や大学が助成先となった場合においても、問2-4の回答に準じる。

問2-8 事業実施者が委託することは可能か

→ 助成対象の経費として(事業実施者からの委託である)委託費の計上も認めるため、企業等が助成事業を実施する際に一部の事業を企業・大学等に委託いただくことは可能。委託費についても同じ助成率が適用される。なお、学術機関等に関し委託費の内訳において間接経費(上限 30%まで)の計上は認められる。再委託は認めない。

問2-9 実施期間全体の総額(税抜)のうち最大 1/2 であれば、コンソーシアムに参加する企業ごとに助成率を変えても問題ないか。

→ 事業年度ごとの助成率の上限 2/3 を含め条件をクリアする場合にはコンソーシアムに参加する企業ごとに助成率を変えることは可能。ただし、期間全体の助成率や年度ごとの助成率の上限は採択時の評価に応じて決定することになる。また、コンソーシアム全体として助成額が決まることから、交付額決定の際に他社の事業費の減少により自社の助成額が減少することがある。そのためコンソーシアムに参加する企業においてこのリスクを理解するとともに、申請の際には十分に調整をして対応すること

問2-10 NICT が助成事業に参加することはできるのか。

→ NICT は、本事業の実施者として応募することはできない。

問2-11 本プログラムにおいて、自己資金を充てたことの証明は必要か。

→ 助成事業終了後の額の確定のための検査において、別途決定された助成率に対し、自己資金等によって相当額を充てたことの証明が必要となる。

問2-12 本プログラムにより得られた事業収益の納付は求められるのか。

→ 助成事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、事業化及び助成事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定その他助成事業の成果の供与により相当の収益が生じたと認

められるときは、機構は、助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させる場合がある（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」を参照）。納付いただいた収益は、情報通信研究開発基金に充当する。

問2-13 通信技術そのものではないが、ビジネス戦略上不可欠な研究開発事業（例えば衛星バスや HAPS 機体の開発等）は助成対象となりうるか。

→ 本基金は、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係るものであって、一定の要件を満たすものに要する費用に充てるためのものであることから、その助成対象は情報通信技術に係る研究開発である必要がある。

問2-14 コンソーシアム（複数者）での提案に外国籍企業が参加することは可能か。

→ 可能であるが、以下の2点について、提案時に十分留意されたい。

- 研究開発実施者（NICT から助成（又は委託）を受ける者）は原則として日本国内に登記されている企業等であり、日本国内に研究開発拠点を有し、主たる研究開発を国内の同拠点で実施する者を対象とする。ただし、研究開発を実施する上で、国外の拠点の特別な研究開発能力や研究施設等を活用する必要がある場合には、当該拠点と連携して研究開発に取り組むことができる。

- 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づく輸出規制や技術提供等は外為法の規制対象となる。また、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成30年12月10日 関係省庁申合せ）」において、「情報システム・機器・役務等」については、「重要性の観点」から、「より一層サプライチェーン・リスクに対応することが必要である」とされている。

本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合、その他先端的な技術に関連する機微情報の流失のおそれがあると認められる場合には、交付決定を行わない、又は交付決定の全部若しくは一部を取消すことがある。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されているので、詳細はそちらを御確認いただくとともに、研究開発活動に外国籍企業が、連携する研究者として参画する場合は、事前に NICT の問合せ先までご相談願いたい。

問2-16 プロジェクトを途中で中止する際に、プロジェクト実施期間中、事業総額に対する助成率を上回る助成率を設定し、概算払いされている場合に助成金の返金は必要になるのか。

→ 例えば、初年度に2/3の助成率で助成を受け、ステージゲート評価等においてプロジェクトが途中で中止となる際、中止時点での助成総額が別途決定された助成率（例：1/2）を上回る場合、その額が当該助成率以下となるよう精算等で調整し、概算払いで過払等あった場合は返納いただく。

3 経理関連（助成事業関係）

問3-1 助成の対象範囲を教えてください。また、助成対象に間接経費を含むのか。

→ 助成対象経費に計上できるのは、研究開発に直接的に要する費用であり、事業化(製品化・サービス化)に使われる費用は対象外。また、間接経費についても対象外である。詳細な助成対象経費の区分(範囲)は、公募の際に提示する交付要綱を確認いただきたい。

問3-2 助成対象経費はどのようなものがあるか。

→ 公募要領に記載のとおり、物品費(設備備品費、消耗品費)、人件費、謝金、旅費、その他(外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料等)、委託費を対象とする。なお、消費税及び地方消費税は、原則として助成対象経費として計上は認めない。

問3-3 間接経費は計上できるのか。

→ 研究開発事業に要する直接的な経費のみを対象とし、間接経費の計上は認めない。ただし、助成事業者が委託する場合には、その委託費の内訳において間接経費の計上は認める。

問3-4 特許取得費用は助成対象か。

→ 助成期間中に行われ、同期間中に生じている国内出願費及び海外出願費用は対象とする。ただし、特許の維持に要する費用は支援対象としない。

問3-5 委託費の対象経費はどのようなものがあるか。

→ 委託費は、助成事業の実施に直接必要な調査分析、分析収集、翻訳等を他人に委託して行うための経費。ただし、助成金額の過半額を委託費に使用することは不可とする。なお問3-3の回答のとおり、助成事業者が委託する場合には、その委託費の内訳としての間接経費の計上は認める。

問3-6 助成金の支払いはいつになるのか。

→ 助成金は原則として精算払。ただし、必要があると認められる場合には概算払を認める。

4 予備調査関連(助成事業関係)

問4-1 予備調査とは何か。

→ 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおける研究開発プロジェクトの公募(以下、「提案公募」という。)に先立ち、研究開発プロジェクトの実施者が、社会実装や海外展開に向けた戦略と覚悟をもって取り組む案件の有無及びその概要や予算規模等について事前に調査・把握することを通じて、支援対象とする技術分野、プロジェクト毎の予算規模、支援件数等の検討の参考とすることを目的に実施するもの。また、予備調査を通じて、提案公募を実施する際の採択評価において事業面の評価をより効果的・効率的に実施するため提案いただく項目や内容等について精査し、必要に応じて提案様式の改善にも活用。予備調査の結果を踏まえ、公募対象とする技術分野の選定等を行い、その後、提案公募を実施する。予備調査において公募実施に値する提案がない場合、その分野を対象とした公募は実施しない。

問4-2 予備調査は具体的に何を提出するのか。

→ 提案書ひな型に従い、野心的な目標(事業・研究開発)、市場分析、事業内容、既存製品や競合他社等と比較した競争力・優位性、市場獲得に向けたビジネスモデル、知財・標準化戦略、経営コミットメント、組織内外の推進体制、事業計画、研究開発計画、及び政府の取組との関連について提出いただく。

問4-3 予備調査では事業戦略など経営上の機微な情報も含めるのか。

→ 支援対象とする技術分野、プロジェクト毎の予算規模、支援件数等の検討の参考とするために、現時点で記載できる範囲で、できる限り具体的な情報を共有いただきたいと考えている。提出された情報は本事業以外の目的に使用しない。

なお、提案書の「1-1 提案プロジェクト」と「1-2 要旨」は採択時の公募関連資料に使用される可能性があるため、対外的に公表して問題ない内容とすること。「2 市場機会の認識」以降の内容は対外的な公表は行わない。国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が設置する外部評価委員会の委員、NICTの担当者及び総務省の担当者以外には提供しない。

提案公募の際は、採択に係る審査のため、経営上の機微な情報の提出も必要となる。このためNICTが設置する外部評価委員会の委員には秘密保持契約(NDA)の締結、NICT職員及び総務省職員への関係法令の適用をもって守秘義務を担保することとしている。

問4-4 予備調査のプロセスを教えてください。

→ 予備調査のプロセスは以下を予定している。

- ① 様式に従い事業計画・研究開発計画に係る提案の提出を受付
- ② 提出された情報に対し事業面についてヒアリング(提案者からのプレゼンテーション)を実施
- ③ 総務省やNICT評価委員会の意見を聞いた上で、NICTが公募対象とする技術分野の選定を行う

なお、予備調査の結果、公募実施に値する提案がない場合、その技術分野を対象とした公募は実施しない。

問4-5 予備調査に参加していないと公募に申請することはできないのか。

→ 予備調査は公募対象とする技術分野の選定等を行うためのプロセスであり、当該調査に参加しないと公募に申請できないということはない。ただし、予備調査において公募実施に値する提案がない場合、その技術分野を対象とした公募は実施しないこととなる。

問4-6 予備調査に提案できる技術分野は決まっているのか。

→ 予備調査の開始時に、当該予備調査の技術分野を示した上で調査する。

問4-7 予備調査は何回か行われるのか。

→ 令和5年度開始案件については本年4~5月に実施済み。令和6年度開始案件については

今後、予備調査を行った上で提案公募を実施予定であるが、時期は未定。

問4-8 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム以外では、予備調査を実施しないのか。

→ 現時点で予備調査の実施は予定していない。

問4-9 予備調査の結果については公表されるのか。

→ 公募対象とする技術課題については、プロジェクトの公募開始をもって公表に代えることとなる。なお、調査内容や具体的な検討過程等については、公表することは想定していない。

問4-10 予備調査はどの程度の期間で実施するのか。

→ 1か月程度の期間を予定。当該期間中に社内の事業部門と研究部門との間で提出内容について合意を取るなど、必要な手続きを行う必要がある。

問4-11 経過措置で実施している事業者が、次年度から社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおいて研究開発の実施を希望する場合、どのようにすればよいか。

→ 経過措置で実施している実施者が令和6年度の社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムへの応募を希望する場合、令和5年度秋以降の予備調査に提案いただきたい。ただし、予備調査の結果、その後の公募対象とならない場合もある。

問4-12 予備調査で提案した内容を、提案公募の段階で修正などすることは可能か。

→ 可能。予備調査のヒアリングにおける評価委員からのコメントや状況変化などを踏まえ、修正いただきたい。

問4-13 提案書ひな型で示されている項目について、予備調査の段階で記載が困難な場合はどうすればよいか。

→ 該当項目に「未定」などを記載いただきたい。

問4-14 提案書ひな型の青字と黒字の違いを教えてください。

→ 提案書ひな型で示している「青字」は、記載の一例や記載に当たっての留意事項を示したものであり、これを参考に提案者の事情に合わせて記載いただきたいもの。これに対して「黒字」は、必ず記載いただきたいもの。

問4-15 予備調査のヒアリングは誰が行うのか。

→ NICT が設置する評価委員会が行い、当該評価委員会の委員には、社会実装・海外展開に向けた事業面に係る知見・経験を有する外部有識者を委嘱している。

問4-16 提案内容の守秘義務はどのように担保されるのか。

→ 問4-3の回答の通り、ヒアリングに参加する者は、NICT が設置する外部評価委員会の委員としての活動にあたり、委嘱手続きの際、秘密保持契約(NDA)についても締結する。総務省職員は国家公務員法(第100条)、NICT職員は国立研究開発法人情報通信研究機構法

(第12条)をもって担保される。

問4-17 予備調査後の提案公募においては何件の採択を予定しているのか。

→ 予備調査後の提案公募における提案内容とその評価結果等に基づき NICT が決定する。

問4-18 提案公募における提案書様式は予備調査における提案書様式とは異なるのか。

→ 問4-1の回答の通り、予備調査における提案書様式への記載状況等を踏まえ、必要に応じて提案書様式を修正し、提案公募における提案書様式とする。

問4-19 予備調査における提案説明者はどのランクか。

→ 提案内容に係る事業戦略(又は研究開発戦略)を統括し、研究開発戦略(又は事業戦略)についても把握している者による提案説明を求めている。

問4-20 提案内容に対するコメントは、提案者にフィードバックされるのか。

→ ヒアリング時のやり取りが提案者へのフィードバックとなる。やり取りを踏まえ、公募に向けた準備や今後のプロジェクト実施にお役立ていただきたい。

5 公募関連(助成事業関係)

問5-1 令和5年度の社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムの公募時期・期間等について教えていただきたい。

→ 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムについては、予備調査の結果を踏まえて公募時期を決定している。公募期間は1か月程度。

令和5年度の第1回公募は、問1-3にて前述のとおり、本年8月1日(火)～8月31日(木)で提案公募を実施(予備調査は本年4～5月に実施済み)する。また、令和5年度の第2回公募(令和6年度開始案件を対象)については、今後、予備調査を行った上で提案公募を実施予定であるが、時期は未定。

問5-2 公募に提案してから研究開発が開始できるまで、どの程度の期間を要するのか。

→ 公募期間終了後、採択評価に1か月程度、交付決定手続きに1か月程度を予定。

問5-3 公募における提案説明者はどのランクか。

→ 提案代表者の事業者における経営層(社長、取締役、執行役員等、事業者の経営・執行判断に直接関わることが可能な者)による提案説明を基本とする。その対応が困難な場合、提案内容に係る事業戦略及び研究開発戦略を統括する者による提案説明とする。

なお、後者による対応を行う場合、提案説明者が提案内容に係る事業戦略及び研究開発戦略に対する責任を有していることが提案書様式に明記され、かつ、採択評価時における説明を必須とする。

6 公募の提案書の概要関連(助成事業関係)

問6-1 提案内容は公表されるのか。

→提案書様式の「1-1 提案プロジェクト」と「1-2 要旨」については、NICT のウェブサイトなどにおいて公表される可能性がある

問6-2 「3-2で記されている、「野心的な目標(市場シェア等)」とは何か。

→ 野心的な目標とは、例えば、これまでの延長線上にある取組を行うことで容易に達成できる国内市場のシェアの確保等ではなく、社会実装・海外展開に向けて戦略や覚悟を持って取り組むことで世界市場におけるシェアを一定程度確保するといった高い目標を指す。なお、国内外における社会的な影響力を測ることができ、野心的と判断できるその他の指標でもよい。

野心的な目標設定においては、「いつまでに何を、どのように」といった5W1Hを明らかにして記載すること。例えば、

- ・ 競合他社よりもどのように早期に実用化して市場を先行するのか
- ・ 顧客ニーズに合わせたカスタマイズが容易にできる製品にするなどの優位性をいつまでに開発し、どのようにそれをアピールすることで市場の支持を得るのか

等、同項の後ろの内容に基づいて「5W1H」の記載をすること。

そのうえで、シナリオ及びストーリーも明確になるよう記載すること。

問6-3 「3-2 野心的な目標」で、青字で概要、目的、野心的な目標(市場シェア等)、国際的な競争優位性を獲得するストーリーとして記載されているが、項目立てが必要か

→ 問4-14で記載の通り、青字は記載の参考であり、これらの要素が入っていれば必ずしも項目立てまでは必要としない。但し、記載していない場合は、質問をさせていただくことがあるのでご理解いただきたい。

問6-4 「3-5 助成による具体的な効果」の表の黒字の項目は削除できない項目ということでよいか。青字の項目は「1)助成による研究開発費縮減による導入販価の削減効果」、「2)研究開発の加速による導入時期前倒し効果」は記載しなければならないか

→ 問4-14で記載の通り、黒字の項目・列はそのまま維持していただきたい。各行の青字は記載の参考であり、変更等してもかまわない。

7 公募の提案書の「2 市場機会の認識」等関連(助成事業関係)

問7-1 「2-2 商材と市場分析」の(1)「ア 対象とする潜在市場」での記入例は地域と技術でセグメントされているが、その他の軸を設定しても構わないか。また記入例の丸の表すものと、その大きさは何か。

→ その他の軸として顧客の特性なども考えられるが、記入例は参考であり、市場分析として成立してれば軸の設定は問わない。丸の大きさは、その市場又は企業等が持つ経済規模を表し

ている。顧客の規模で製品・サービスの需要や購入プロセスも異なると考えられるため、顧客の規模に応じた事業戦略の根拠等につなげられると考えられる。このように同項「ウ 想定する顧客」や「2-2 事業内容、競争優位性」につながる分析をお願いしたい。

問7-2 「2-2 商材と市場分析」の(1)「イ 市場規模やその成長性、時期」でいう「① 市場予測、分析、規模、成長性」と「② 目標とするシェア・時期」と、下の表との関係性はどちらであればよいか。

→ ①及び②は項目通り記載いただくことを想定している。その他、市場におけるリスク要因等も想定されるのであれば記載してかまわない。それらの内容を裏付ける表として、顧客候補と需要量、それらの課題と想定ニーズを記載していただきたい。

問7-3 「2-2 商材ごとの市場分析」の(1)「ウ このプロジェクトで想定する顧客」は、「イ 市場規模やその成長性、時期」で記載した表の顧客候補から選んで書くことでよいのか。

→ その理解で差し支えない。「イ」で顧客候補を洗い出した上で、提案者の行う事業がその顧客候補の中から、どの顧客に焦点を当てるかを「ウ」で記載いただくこととなる。また、事業の実施に当たっては、顧客の事業戦略や投資計画が重要となることから、これらの情報を可能な限り付加すること。

問7-4 「2-2 商材ごとの市場分析」の(1)「エ 顧客価値、展開可能性、収益性」は、どのような観点から書くのか。

→ 主に市場分析で述べられた要素や観点や顧客とやり取りなどから導かれる顧客価値、展開可能性、収益性を記載いただくもの。但し、展開可能性や収益性を述べる上で、例えば、その製品・サービスが顧客にとってどのような問題を解決できるのか、それが競合と比較してどのような優位性があるか、や、収益性の見込み、市場拡大のための戦略や計画、将来的な製品・サービスの拡充のための開発など、「3 事業内容、競争優位性」以降の内容が根拠として重要になる場合は、それにも触れて記載いただいても構わない。

問7-5 「3 事業内容、競争優位性」では全体としてどのような内容を書くのか。

→ 2-2で記載の商材を核としてどのような事業を行うのか、既存製品や競合他社等と比較した競争力・優位性や市場獲得に向けたビジネスモデル等に基づき、事業内容を記載するもの。

問7-6 「3-3 既存製品や競合他社等と比較した競争力・優位性」の説明の記載で、<文章に入れてほしい内容>及び<表や図などで示してほしい内容(例)>があるが、これは青字なので、この内容のうち可能なものを記載すると考えてよいか。

→ 項目立てはこれに限らないが、本件提案に含めてほしい内容を入れている。

問7-7 「3-3 既存製品や競合他社等と比較した競争力・優位性」の説明の記載で、<表や図などで示してほしい内容(例)>として、「どの要素が競争軸の中心になると思っているのか」と考えてよいか。」とあるが、どういう内容を書くのが適切か。

→ 記載はこれに限らないが、例えば、

- ・ 製品やサービスの、特徴や性能、価格、顧客のニーズや要件
- ・ 製品やサービスの信頼性や耐久性
- ・ 製品やサービスが顧客に対して提供する生産性、効率性、利便性や使いやすさ
- ・ 品質管理や品質保証、
- ・ 顧客サポートやアフターサービス など

があげられる。いずれにしても自社が提案する事業内容を競合他社との関係で比較して、自社が可能な市場へのアプローチの上で最も効果的な要素を表や図で記載いただくことを想定している。

問7-8 「3-4 市場獲得に向けたビジネスモデル」では(1)～(4)までは黒字なので、項目立てすることと理解。(5)(その他)は自由に追加することによいか。

→ (1)～(5)に関連するビジネス上のリソース等を触れていただき、末尾の項目(フォーマットでは(6))でそれらを活用したビジネスモデルを記載いただく構成。(5)はビジネス上のリソースとしてその他にあれば追加いただけるようにしているものなので、追加した場合は、適宜項目番号を繰り下げて記載してもらいたい。

問7-9 「3-4 市場獲得に向けたビジネスモデル」では(6)としてどのような内容を記載すべきか。

→ (1)～(5)の内容をどのように組み合わせるかを記載することとなる。あくまで例示となるが、

- ・ 協業先と自社のリソースがいかに適合しているか
- ・ 協業先と自社の製品やサービス、ビジネスモデルに関する特性をいかに組み合わせているか
- ・ 相互の利益や価値提供のポイント
- ・ 資金やリソースの配分、協業契約の内容
- ・ 開発、生産、マーケティング、配送、アフターサービスなどの作業分担
- ・ 商流やサプライチェーンの最適化
- ・ データや情報の共有と保護の方法
- ・ 相手企業とのコミュニケーションや調整
- ・ 評価と改善とそのフィードバックの体制
- ・ 協業等によるリスク管理や危機管理のプランの策定 などが考えられる。

問7-10 「3-6 知財・標準化戦略」は(1)、(2)の項目は青字なので、参考にしながら項目立てするなどして要素を記載すればよいか。

→ 項目立てはこれに限らないが、本件提案に含めてほしい内容を入れている。知財及び標準化を組み合わせた、いわゆる「オープン・クローズ戦略」などがあるのであれば別に項目立てして記載いただいても構わない。

問7-11 「3-6 知財・標準化戦略」について、まだ研究開発が行われていない段階において、知財の取得予定や今後標準化活動に関する見込みについては定まっておらず、何ら検討していないことから、項目はそのままに「未定」と記載して良いか。

→ 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムは、事業の社会実装・海外展開を目的とするものを対象としており、競争優位性の確保や市場拡大のツールとして知財及び標準化に係る取組を検討されていることは必要と考える。

問7-12 「3-6 知財・標準化戦略」について、知財の優位性を保持するための方策はどのような観点から記載すればよいか。

→ 他社に対する競争優位性を目的として、研究開発によってどのような知財を獲得するのか（あるいは既に有しているのか）、また、その競争優位性を維持、確保するための知財の確保の方策を記載いただきたい。優位性を維持する手段としてはいわゆる「参入障壁」も含まれると理解する。例えば、

- ・ 特許権を設定することで優位性を確保する／参入障壁とする技術と、他社による模倣が困難であるため秘匿化する技術の区分け
- ・ 得意分野の関連特許を多く取得することで、点ではなく面としての知財ポートフォリオを展開する戦略

といった、事業に付加価値を生み出すための具体的な戦略を記載いただくことを期待する。

問7-13 「3-6 知財・標準化戦略」について、自社ビジネスの市場を開拓／拡大するための標準化について、デジュールやフォーラム標準以外の方法も記載することは可能か。

→ 自社ビジネスの市場拡大や、優位性確保のため、標準化及びそれに関連する取組を広く記載することで差し支えない。「オープン化」は、技術を広め、市場を拡大する意味では有効と考えられるが、他方で、いかに利益を得ていくのかということとセットで記載する必要があると考える。

問7-14 「4-1 経営コミットメント・推進体制」の説明の記載で、「● 当該事業に関与している経営陣の名前及びその関与の度合い：」、「● 経営戦略上の当該計画の位置づけ：」及び「● 経営資源の確保：」があるが、これは青字なので、この内容のうち可能なものを記載すると考えてよいか。

→ 項目立てはこれに限らないが、本件提案に含めてほしい内容を入れている。これらの項目以外にも、「4-2 組織内外の推進体制」にも関連する内容としては、経営者による、リスクマネジメントやビジネスモデルの構築と改善に関与、プロダクトやサービスの品質管理、知財化、標準化活動、マーケティング活動への関与などについても記載いただくことが考えられる。

問7-15 「4-2 組織内外の推進体制」のうち、社内と他社との間で矢印が引かれているが何を記載することを想定しているか。また関係社はどこまで記載すべきか

→ 例えば、請負、委託、部品の調達、コンサルタント等の両者の関係を記載することを想定している。関係社は本件研究開発やその成果の事業展開に係る者に限ることとし、輸送サービスや文房具等の納入元などまでは記載しなくてもよい。

問7-16 「5 事業計画」のうち、取組の段階として各マイルストーンが書かれているが、青字なので一例であり、それら以外のものを加える、あるいはこれらの取組を記載しないなどはよいか。

→ 項目立てはこれに限らないため、追加して差し支えない。

問7-17 「5 事業計画」のうち、自己負担分の資金調達方針、想定される資金調達方法としてはどのような内容を記載すべきか。

→ 提案者の実情に合わせて記載されて差し支えない。株式の発行や、借入金の活用、投資銀行・ファンドの活用等が該当すると考えられる。

8 公募の提案書の「6 研究開発計画」関連(助成事業関係)

問8-1 「6-1 当該事業の全体における研究開発対象の概要、目的、背景」について、例示として実用化済等の技術もあるが、当該技術の高度化に係る研究開発も実施する場合、対象になると考えてよいか、またそれを図示するということで理解したらよいか。

→ 本項は、研究開発要素の有無を確認するものであり、ご質問の「既存技術の高度化」は研究開発要素としてあり得ると考えるが、要素として十分取り組むに値することを図や文章で示していただくことが必要である。

問8-2 「6-2 研究開発体制及び分担」について、海外の研究機関などと協力する場合はどのように記載すべきか。

→ 海外の研究機関などと研究開発協力する場合、研究開発体制及び分担について記載いただきたい。その場合、「研究実施協力者」として記載いただき、研究開発上の役割を簡潔かつ十分に記載いただきたい。

問8-3 「6-3 研究開発目標及び内容」について、研究開発項目を担う担当者が複数いる場合は、「担当:」の欄に記載することでいいか。また、担当する者ごとに異なる助成率の適用を希望する場合は、どのように記載すればいいか。

→ 研究開発項目ごとに担当が複数いる場合は、担当者の欄に記載いただく。

問8-4 「6-3 研究開発目標及び内容」について、アウトプットとされる目標、アウトカムとして想定される目標の時期はいつ頃を想定すればいいか。

→ アウトプット目標は技術自体が達成する目標なので、研究開発計画終了年度で到達されるべき目標を記載するもの。アウトカム目標はその後の社会実装の時期で到達される目標であり、製品、サービス化が終了する予定の年度の設定や、それらが普及している時期で設定していただきたい。ビジネスに関する目標(市場シェア等)とは異なり、技術とその技術が達成する効果に関する目標を設定していただきたい。社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムでは、4年以内にTRLが概ね6、5年以内にTRLが概ね7に達する水準の研究開発を対象としている。

問8-5 「6-4 研究開発実施計画」において研究開発計画が想定通りにいかなかった場合のリスクなどは記載すべきか。

→ まず、提案時点で想定される計画を記載いただき、リスクが事前に想定される場合は線表と

は別に記載し、最小限に抑えるための対策の検討と合わせて記載されることが望ましい。この際、事業面に係るリスクの影響範囲や事業面での解決策は「3 事業内容、競争優位性」に記載いただきたい。

9 公募の提案書の「7 政府の取組との関連性」関連(助成事業関係)

問9-1 「7-1 提案課題と政策の関連、寄与」について、どこまでを関連するものとして記載すればいいか。

→ 基本的には提案される研究開発に係る技術・商材が政策文書に明示されている又は関連性があると判断できる場合に、それを関連する政策として、該当箇所及び政策・政策目標への貢献について具体的に記載する。なお、政策文書において、商材や技術そのものではなく、その上位概念が記載されている場合、その上位概念に対する提案の貢献について記載する。記載の際は、提案内容が政策文書のどの技術にどのように関連・寄与するのか、具体的に記載することが求められる。

問9-2 「政策が記載された政策文書名と該当箇所」について、いつまでのものなど過去にさかのぼれる期間の上限はあるか。

→ NICT の HP に関連政策文書を掲載している¹。掲載されている政策文書から、提案課題と関係がある文書と掲載箇所を記載いただきたい。

10 採択評価関連(助成事業関係)

問 10-1 採択評価はどのように行われるか。

→ 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムについて、総務省が政策面からの評価(政府の政策目標との整合性、政策意義等)、NICT の評価委員会が技術面からの評価(研究開発行為の内容並びに研究開発体制及び研究開発計画の有意性)及び事業面からの評価(市場機会の認識、事業内容、競争優位性、経営コミットメント、事業計画・推進体制等)を実施する。

問 10-2 採択評価はヒアリングで実施するのか。

→ 政策面及び技術面は書面審査を実施し、事業面はヒアリングによる審査を実施予定。

問 10-3 評価コメントは提案者にフィードバックされるのか。

→ 評価コメントについては提案者にフィードバックする予定。今後のプロジェクト実施に役立っていただきたい。

問 10-4 採択方法及びその基準はどのようなものか。

¹ 公募のプレスリリース <https://www.nict.go.jp/press/2023/08/01-1.html> の 6.公募関連資料の、【関連政策文書について(提案書様式項目 7-1 及び項目 7-2 関係)】(PDF 形式) 参照

- 政策面、技術面及び事業面からの評価をそれぞれ行い、これらの結果を総合的に判断し採択するか否か、助成額、助成率等を決定する。
評価結果によって助成率等が下がるケースもあり得る。

問 10-5 具体的な評価項目はどのようなものか。

- 政策面からの評価及び技術面からの評価については、問 10-1 の回答参照。
事業面からの評価項目については、「革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業に係る事業面からの適切な評価の在り方等について」²(令和 5 年 3 月 10 日 情報通信審議会 情報通信技術分科会 技術戦略委員会 革新的情報通信技術プロジェクト WG)を参照されたい。

問 10-6 採択結果及び評価結果は公表されるのか。

- 採択された提案は、提案名及び概要等を公表する予定。評価結果の公表は予定していない。

11 ステージゲート評価、モニタリング関連(助成事業関係)

問 11-1 ステージゲート評価は、いつ頃開催予定か。

- 検討中だが、プロジェクト採択後、2年度目の後半に実施を予定している。社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム(第1回)については、令和6年度の後半の実施を予定している。

問 11-2 ステージゲート評価の結果、助成額の変更、プロジェクトの打ち切りはあるのか。

- 評価結果によっては、助成額の変更、プロジェクトの支援中止もあり得る。なお、プロジェクトが支援中止となった場合、中止時点での助成総額が別途決定された助成率(例:1/2)を上回る場合、その額が当該助成率以下となるよう、精算等で調整する(問2-16を参照)。

問 11-3 プロジェクト終了後の事後評価はあるのか。

- プロジェクト終了後の事後評価は実施しないが、必要に応じて事業面からのモニタリングを情報通信審議会革新的情報通信技術プロジェクトWGにおいて実施予定。

問 11-4 モニタリングの内容を教えてください。

- 情報通信審議会革新的情報通信技術プロジェクトWGが、事業・計画の見直し等を行うことも視野に入れ、研究開発プロジェクトの進捗確認・助言を行う。

問 11-5 モニタリングにおける研究開発プロジェクトの説明者は誰か。

- 企業等の経営者のコミットメントを求める観点から、経営者(原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者)からの説明を求める予定。ただし、経営者に代えて説明を求めるべきものとして、情報通信審議会革新的情報通信技術プロジェクトWGが認めた場合にはこの限りではない。

² https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin03_02000364.html

問 11-6 モニタリングはいつまで実施するのか。

→ プロジェクト終了後も必要に応じて事業面からのモニタリングを実施する予定。

問 11-7 モニタリングの結果、助成額の変更等もあり得るのか。

→ 事業・計画の見直し等に伴い、事業額が変更になる場合は助成額の変更等もあり得る。

12 委託事業関連

問 12-1 要素技術・シーズ創出型プログラムは委託事業になるのか。

→ 要素技術・シーズ創出型プログラムについては、基本的には委託事業を想定している。公募を開始した際に、応募要領をよくご確認の上、ご提案いただきたい。

問 12-2 公募時期はいつ頃実施されるのか。

→ 要素技術・シーズ創出型プログラムについては、今後、実施予定であるが、時期は未定。応募要領、公募様式などは双方ともに検討中。

問 12-3 要素技術・シーズ創出型プログラム及び電波有効利用研究開発プログラムでは社会実装・海外展開は求められないのか。

→ 要素技術・シーズ創出型プログラムは、中長期的な観点から実施する研究開発であり、技術の確立を主たる目的とするが、社会実装・海外展開を視野に入れた研究開発を実施していただきたい。

電波有効利用研究開発プログラムは、電波法に基づく技術基準の策定のための研究開発であり、そのための技術の確立を主たる目的とする。また、技術基準の策定に向けては社会実装が必要不可欠でもあることから、社会実装・海外展開を想定した研究開発を実施していただきたい。

問 12-4 何件程度を採択予定か。

→ 採択予定数は未定。

問 12-5 契約は複数年となるのか。

→ 制度的には複数年での契約は可能だが、予算の状況等に基づいて判断する。

問 12-6 予算額について「最大数億円」が認められるのはどのような場合か。

→ 要素技術・シーズ創出型プログラムにおいては原則年間1億円程度とする。最大数億円程度も可能とすることも検討しているが、現時点ではそのスキームは未定。年間1億円を超える提案を検討される方は、基本的には社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムへの提案を検討していただきたい。

問 12-7 要素技術・シーズ創出型プログラムについても、社会実装・海外展開志向型戦略的プ

プログラムと同様の注力、重点化すべき研究開発領域があるのか。

→ 詳細は未定だが、同プログラムについては課題提案型での実施を検討しており、Beyond 5G(6G)の実現を目指して中長期的な視点で取り組むべき研究開発を想定している。このため、対象とする研究開発領域の範囲は Beyond 5G 研究開発促進事業と差異はないと考えている。

問 12-8 電波利用料の用途への適合性はどのように判断しているか。

→ 総務省において電波法第 103 条の2第4項第3号の規定に合致するかについて審査する。

13 既存プログラム実施者向け(参考)

問 13-1 契約額が査定されることにより、当初計画していた目標(研究開発目標(最終年度)又は令和5年度までの研究開発目標)の達成が難しくなるが、計画を変更しても良いか。

→ 当初計画していた目標を達成できるよう願います。

問 13-2 経過措置については、「助成事業」ではなく、令和4年度までと同様に「委託事業」となる理解で良いか。

→ 経過措置については委託事業とする。

問 13-3 経過措置の契約期間はどのようになるのか。

→ 経過措置による委託事業の契約期間は原則1年間とする。

問 13-4 これまで実施してきた研究開発を分割して新プログラムへの複数の応募を行うことは可能か。

→ 経過措置後に研究開発計画・体制を見直し、内容を分割し新規研究開発課題を提案いただくことは可能。ただし、経過措置中に現在の研究内容を分割して、新規研究開発課題を提案することは、研究開発の重複となるおそれがあることから、認められない。

問 13-5 令和5年度中(シーズ創出型プログラム及び国際共同研究型プログラムについては当初提案時の期間中)に研究開発目標の達成を目指すことを条件とし、経過措置による継続を希望したが、この「研究開発目標の達成」とは、当初提案時に令和6年度以降を研究開発期間の最終年度としている場合、最終年度の目標の達成を指しているのか、あるいは当初提案時の令和5年度時点の目標の達成を指しているのか。

→ 最終年度の目標の達成を指しているもの。このため、計画を前倒して目標を達成する必要がある。

問 13-6 経過措置により令和5年度に研究開発を実施するが新制度への応募を見送った場合、ペナルティは課せられるのか。

→ 経過措置の条件として新制度へ応募することが示されているため、何らかのペナルティが課

される可能性もあり得る。

問 13-7 Beyond 5G 研究開発促進事業による委託研究で利用している資産は、そのまま使ってよいのか。

→ 経過措置等により令和5年度も研究開発を継続するものについては、引き続き利用が可能。令和6年度以降のプロジェクトに採択された場合の継続利用については別途手続きを予定している。

問 13-8 令和4年度又は令和5年度で終了となった場合、現在の委託研究で利用している資産は、返却することになるのか。

→ 通常の研究開発期間の終了年度と同様。NICTに資産登録されているものは返却いただくことになる。手続きについては別途連絡する。

問 13-9 令和4年当初予算(電波利用料)での採択事業については今後どのような段取りとなるのか。

→ 今後実施する継続評価の結果等を踏まえた上で、電波有効利用研究開発プログラムへ移行する。

問 13-10 要素技術・シーズ創出型プログラムについて、研究開発期間が「最大5年」になっているが、経過措置からの提案の場合、令和6年度まで(単年度)の提案は可能か。

→ 新規提案との競争にはなるが、提案は可能。

問 13-11 要素技術・シーズ創出型プログラムについて、受託者の選定の際、優先的に採択するものを設定するのか。

→ 我が国の研究開発能力の強化のためには、幅広い研究者、研究機関への支援が必要であることから、若手研究者やスタートアップ、中小企業等による研究も含め、一定件数採択することも検討する。

問 13-12 経過措置に移行したプロジェクトは、終了評価を受けるのか。

→ 経過措置の終了年度には終了評価を実施する必要がある。ただし、要素技術・シーズ創出型プログラムに新たに提案して採択された場合には、その実施期間の最終年度に終了評価を実施することになる。